

工事の失格判断基準

入札価格が、次の基準で得た額（以下「失格基準価格」という。）を満たさない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから失格とする。

失格基準価格の基準は、次の(1)から(4)までに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額